

議第49号

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例の制定について

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例を次のように制定する。

平成28年 2月24日提出

京 都 市 長 門 川 大 作

京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 給与及び旅費

第1節 給与（第3条～第38条）

第2節 旅費（第39条）

第3章 勤務時間等

第1節 勤務時間，休憩時間及び休日等（第40条～第42条）

第2節 教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等（第43条）

第3節 休暇（第44条）

第4節 育児休業及び育児短時間勤務（第45条・第46条）

第5節 修学部分休業（第47条・第48条）

第6節 高齢者部分休業（第49条～第51条）

第7節 自己啓発等休業（第52条～第59条）

第8節 配偶者同行休業（第60条）

第4章 雑則（第61条・第62条）

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は，教職員の給与，勤務時間その他の勤務条件に関し必要

な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「教職員」とは、常勤の職員及び地方公務員法（以下「法」という。）第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「再任用短時間勤務教職員」という。）であって、園長、校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師、実習助手又は事務職員であるものをいう。

2 この条例において「教育職員」とは、教職員のうちから事務職員を除いた者をいう。

第2章 給与及び旅費

第1節 給与

(給料)

第3条 給料は、正規の勤務時間（第40条の規定により定められた勤務時間をいう。以下同じ。）による勤務に対する報酬であって、この条例に定める教職調整額、扶養手当、地域手当、住居手当、初任給調整手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、へき地手当（第18条第1項に規定する手当を含む。）、時間外勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、期末手当、勤勉手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当、産業教育手当及び退職手当を含まないものとする。

(給料表等)

第4条 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、当該各号に掲げる教職員に適用する。

(1) 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表（別表第1）

幼稚園、小学校又は中学校の教育職員

(2) 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表（別表第2）

高等学校又は特別支援学校の教育職員

(3) 学校事務職員給料表（別表第3） その他の教職員

- 2 教職員の職務は、給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、級別基準職務表（別表第4）に定めるとおりとする。
- 3 教育委員会は、教職員の職務を別に定める基準に従い、第1項各号の給料表に掲げる職務の級のいずれかに格付けし、当該給料表によりその教職員の号給を決定しなければならない。
- 4 前項の号給の決定の基準は、別に定める。
- 5 前2項の規定にかかわらず、地方公務員の育児休業等に関する法律（以下「育児休業法」という。）第10条第3項の規定による承認を受けた教職員（育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった教職員を含む。以下「育児短時間勤務教職員」という。）の給料月額は、前2項の規定による給料月額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の教職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。
- 6 前3項の規定にかかわらず、法第28条の4第1項又は第28条の6第1項の規定により採用された教職員及び再任用短時間勤務教職員（以下「再任用教職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用教職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。ただし、再任用短時間勤務教職員の給料月額は、その額に、その者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の教職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た数を乗じて得た額とする。

(昇給の基準)

第5条 教職員の昇給については、京都市職員給与条例（以下「給与条例」という。）第4条の規定を準用する。

(給料の調整額)

第6条 教育委員会は、同じ職務の級に属する他の教職員の職に比して、職務の複雑、困難若しくは責任の度又は勤務の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件が著しく特殊な教職員の職に対するものとして、その給料月額が適当でないとき、その特殊性に基づき、当該給料月額につき適正な調整額表を定めることができる。

2 前項の調整額表に定める給料月額の調整額は、その調整前における給料月額の100分の25を超えてはならない。

(給料の支給)

第7条 教職員の給料の支給については、給与条例第5条から第6条の2までの規定を準用する。この場合において、給与条例第6条の2第1項本文中「京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）に規定する休日（第13条の2を除き、以下「休日」という。）」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例に規定する休日」と読み替えるものとする。

(教育職員の教職調整額の支給等)

第8条 教育職員のうちその属する職務の級が別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級である者には、その職務と勤務態様の特殊性に基づき、その者の給料月額の100分の4に相当する額の教職調整額を支給する。

2 前項の教職調整額の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(教職調整額を給料とみなして適用する規定)

第9条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る第11条、第17条、第18条、第26条、第27条、第29条、第30条、第33条及び第37条の規定の適用については、第3条の規定にかかわらず、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(扶養手当)

第10条 教職員の扶養手当については、給与条例第7条及び第8条の規定を

準用する。

(地域手当)

第11条 教職員の地域手当については、給与条例第10条（給与条例第3条第1項第2号の給料表の適用を受ける職員に係る部分を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条第2項第1号中「給料月額」とあるのは、「給料の月額」と読み替えるものとする。

(住居手当)

第12条 教職員の住居手当については、給与条例第9条の3の規定を準用する。この場合において、同条第1項第2号中「第3項」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第15条において準用する第9条の2第3項」と読み替えるものとする。

(初任給調整手当)

第13条 専門的知識を必要とし、かつ、採用による欠員の補充が困難であると認められる職務で別に定めるものに新たに採用された教職員には、月額2,500円を超えない範囲内の額を、採用の日から3年以内の期間、初任給調整手当として支給することができる。この場合においては、採用の日（別に定める教職員にあっては、採用後別に定める期間を経過した日）から1年を経過するごとに、その額を減じることができる。

2 前項の職務に従事する教職員のうち、同項の規定により初任給調整手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められる教職員には、同項の規定に準じて、初任給調整手当を支給することができる。

3 前2項の規定により初任給調整手当を支給される教職員の範囲、初任給調整手当の支給期間及び支給額その他初任給調整手当の支給について必要な事項は、別に定める。

(通勤手当)

第14条 教職員の通勤手当については、給与条例第9条の規定を準用する。この場合において、同条第2項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤

務職員」とあるのは、「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

(単身赴任手当)

第15条 教職員の単身赴任手当については、給与条例第9条の2の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「市長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。

(特殊勤務手当)

第16条 特殊勤務手当の種類及び額は、別表第5のとおりとする。

2 特殊勤務手当は、月1回又は3月に1回、別に定める日に支給するものとする。

3 前2項に定めるもののほか、特殊勤務手当について必要な事項は、別に定める。

(へき地手当)

第17条 交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地その他の地域に所在する小学校又は中学校として教育委員会が指定したもの（以下「へき地学校」という。）及びこれらに準じる小学校又は中学校として教育委員会が指定したもの（以下「へき地学校等」という。）に勤務する教職員には、へき地手当を支給する。

2 へき地学校に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に、当該へき地学校の級別（へき地教育振興法施行規則第3条第1項の規定により付される級別をいう。）に応じ100分の25を超えない範囲内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定により指定されたへき地学校に準じる小学校又は中学校に勤務する教職員に支給するへき地手当の月額は、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

4 第11条において準用する給与条例第10条の規定により地域手当を支給される教職員には、その地域手当の額の限度において、へき地手当を支給し

ない。

第18条 教職員が在勤地を異にして異動し、その異動に伴って住居を移転した場合又は教職員の勤務する学校が移転し、その移転に伴って教職員が住居を移転した場合において、当該異動の直後に勤務する学校又はその移転した学校がへき地学校等又は特別の地域に所在する学校として教育委員会が指定する学校に該当するときは、当該教職員には、別に定めるところにより、当該異動又は学校の移転の日から起算して3年（別に定める条件に該当する者にあつては、6年）以内の期間、へき地手当に準じる手当を支給する。

2 前項の規定により支給するへき地手当に準じる手当の月額、給料の月額及び扶養手当の月額の合計額に100分の4を超えない範囲内で別に定める支給割合を乗じて得た額とする。

3 新たにへき地学校等又は第1項に規定する教育委員会が指定する学校に該当することとなった学校に勤務する教職員のうち、同項の規定によりへき地学校に準じる手当を支給される教職員との均衡上必要があると認められる教職員には、別に定めるところにより、同項の規定に準じて、へき地手当に準じる手当を支給する。

(給与の減額)

第19条 教職員の給与の減額については、給与条例第12条及び第12条の2の規定を準用する。この場合において、給与条例第12条第1項本文中「勤務時間条例」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」と、「給料月額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

(時間外勤務手当)

第20条 教職員（教育職員を除く。第24条において同じ。）の時間外勤務手当については、給与条例第13条の規定を準用する。この場合において、同条第1項各号列記以外の部分中「第19条」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する第19条」と、同項第

1号中「次条」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第24条において準用する第13条の2」と，同条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員又は再任用短時間勤務教職員」と，同条第3項中「第19条」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第32条において準用する第19条」と読み替えるものとする。

(宿日直手当)

第21条 教職員の宿日直手当については，給与条例第15条（入院患者の病状の急変等に対処するための医師等に係る部分を除く。）の規定を準用する。

(管理職員特別勤務手当)

第22条 教職員の管理職員特別勤務手当については，給与条例第16条の3の規定を準用する。

(夜間勤務手当)

第23条 教職員の夜間勤務手当については，給与条例第14条の規定を準用する。この場合において，同条中「第19条」とあるのは，「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第32条において準用する第19条」と読み替えるものとする。

(休日勤務手当)

第24条 教職員の休日勤務手当については，給与条例第13条の2の規定を準用する。この場合において，同条各号列記以外の部分中「第19条」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例第32条において準用する第19条」と，同条第1号中「勤務時間条例」とあるのは「京都市教職員の給与，勤務時間等に関する条例」と読み替えるものとする。

(管理職手当)

第25条 教職員の管理職手当については，給与条例第16条の2の規定を準用する。

(期末手当)

第26条 教職員の期末手当については、給与条例第17条から第17条の3まで（第17条第5項第2号を除く。）の規定を準用する。この場合において、給与条例第17条第3項中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、同条第4項中「給料月額」とあるのは「給料の月額（育児短時間勤務教職員にあっては、給料の月額をその者の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数を常勤の教職員の1週平均の正規の勤務時間数として別に定める時間数で除して得た額。次項において同じ。）」と、同条第5項各号列記以外の部分中「給料月額」とあるのは「給料の月額」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と、同項第1号中「第3条第1項第1号の給料表の適用を受ける職員のうちその職務の級が4級以上である職員」とあるのは「給与条例第17条第5項第1号に規定する職員に相当する教職員」と、「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

（勤勉手当）

第27条 教職員の勤勉手当については、給与条例第18条の規定を準用する。この場合において、同条第2項各号中「再任用職員」とあるのは「再任用教職員」と、同条第3項中「第17条第4項」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第26条において準用する第17条第4項」と、同条第4項前段中「第17条第5項」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第26条において準用する第17条第5項」と、同項後段中「同条第5項各号列記以外の部分」とあるのは「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第26条において準用する第17条第5項各号列記以外の部分」と読み替えるものとする。

（義務教育等教員特別手当）

第28条 小学校、中学校又は特別支援学校の小学部若しくは中学部に勤務する教育職員に対しては、義務教育等教員特別手当を支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000円を超えない範囲内で、職務の級及び号給（再任用教職員である教育職員にあっては、職務の級）の別

に応じて、別に定める。

- 3 幼稚園，高等学校又は特別支援学校の高等部に勤務する教育職員については，第1項に規定する教育職員との均衡上必要と認められる範囲内において，別に定めるところにより，義務教育等教員特別手当を支給する。

(定時制通信教育手当)

第29条 定時制通信教育手当は，定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校に勤務する教職員であって，次の各号のいずれかに該当するものに対して支給することができる。

- (1) 校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程を置く高等学校の校長の職にある者に限る。），副校長（本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる者に限る。），教頭（定時制の課程又は通信制の課程に関する校務を整理する者に限る。）及び主幹教諭（本務として定時制の課程若しくは通信制の課程に関する校務の一部を整理する者又は本務として定時制の課程若しくは通信制の課程における教育に従事する者に限る。）並びに本務として定時制の課程又は通信制の課程における教育に従事する指導教諭，教諭，養護教諭，助教諭，養護助教諭及び講師
- (2) 実習助手（本務として定時制の課程又は通信制の課程における教育に従事する者で別に定めるものに限る。）

- 2 定時制通信教育手当の月額を，教職員の給料の月額に，次の各号に掲げる課程の区分に応じ，当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 定時制の課程（夜間において授業を行うものに限る。） 100分の6
（管理職手当の支給を受ける者にあつては，100分の4）
- (2) 定時制の課程（前号に掲げるものを除く。）又は通信制の課程 100分の4
（管理職手当の支給を受ける者にあつては，100分の3）

(産業教育手当)

第30条 産業教育手当は，工業に関する課程を置く高等学校に勤務する教職

員であって、次の各号のいずれかに該当するものに対して支給することができる。

- (1) 工業に関する課程において実習を伴う工業に関する科目を主として担当する主幹教諭，指導教諭，教諭，助教諭及び講師で別に定めるもの
- (2) 工業に関する課程において実習を伴う工業に関する科目について教諭の職務を補助する実習助手で別に定めるもの

2 産業教育手当の月額は，給料の月額に100分の6（定時制通信教育手当の支給を受ける者にあつては，100分の4）を乗じて得た額とする。

(特定の教職員についての適用除外)

第31条 第5条，第10条，第12条及び第13条の規定は，再任用教職員には適用しない。

2 第20条，第23条及び第24条の規定は，管理又は監督の地位にある教職員で別に定めるものには適用しない。

(勤務1時間当たりの給与額)

第32条 時間外勤務手当，夜間勤務手当及び休日勤務手当の額の計算の基礎となる勤務1時間当たりの給与額については，給与条例第19条の規定を準用する。この場合において，同条中「給与月額及び」とあるのは，「給料の月額及びこれに対する地域手当の月額並びに」と読み替えるものとする。

(休職者の給与)

第33条 休職中の教職員（別に定める教職員を除く。）に対しては，次の各号に掲げる区分に応じ，当該各号に掲げる給与を支給することができる。

- (1) 教職員が公務上負傷し，若しくは疾病にかかり，又は通勤（地方公務員災害補償法第2条第2項に規定する通勤をいう。）により負傷し，若しくは疾病にかかり，京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第2号に掲げる事由に該当して休職されたとき
その休職の期間中，給与の全額
- (2) 前号に掲げるもののほか，教職員が結核性呼吸器病にかかり，分限条

例第2条第2号に掲げる事由に該当して休職されたとき その休職の期間が満2年に達するまで、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当

(3) 教職員が前2号以外の傷病により、分限条例第2条第2号に掲げる事由に該当して休職されたとき その休職の期間が満1年に達するまでの給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当の全額並びに期末手当及び勤勉手当、満1年を超え満2年に達するまでは給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ3分の2並びに期末手当及び勤勉手当

(4) 教職員が分限条例第2条第4号に掲げる事由に該当して休職されたとき その休職の期間中、給料、扶養手当、これらに対する地域手当及び住居手当のそれぞれ10分の6以内

2 法第55条の2第1項ただし書の許可を受けた教職員に対しては、その許可が効力を有する間は、いかなる給与も支給しない。

(扶養手当等の支給方法)

第34条 第10条から前条までに規定する給与の支給方法に関し必要な事項は、この条例に定めるもののほか、別に定める。

(控除金)

第35条 次に掲げるものについては、給与を支給する際、その給与から控除することができる。

- (1) 京都府教職員互助組合（以下「互助組合」という。）の組合費
- (2) 互助組合の貸付金の弁済金
- (3) 互助組合が指定し、又はあつせんする物品の購入代金
- (4) 互助組合の団体取扱いに係る保険契約（保険法第2条第1号に規定する保険契約をいう。）に基づく保険料
- (5) 法第53条の規定により登録を受けた職員団体の団体費

(口座振替による支払)

第36条 給与は、教職員の申出があるときは、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職手当)

第37条 教職員の退職手当及び地方自治法第252条の18の2に規定する措置については、次項に規定するもののほか、京都市職員退職手当支給条例、京都市職員の育児休業等に関する条例及び京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の適用を受ける職員の例に準じて別に定める。

2 京都市職員退職手当支給条例第3章（第11条第8項を除く。）の規定は、教職員の退職手当について準用する。この場合において、同条例第10条第1項各号列記以外の部分中「係る一般の退職手当等」とあるのは「係る一般の退職手当等（国家公務員退職手当法第2条の4から第6条の5までの規定による退職手当に準じて定められた退職手当をいう。以下同じ。）」と、同条例第11条第9項前段中「第7条の規定による」とあり、及び「同条の規定による」とあり、並びに同項後段中「同条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と、同条例第13条第1項各号列記以外の部分中「第7条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と、「第7条の規定により算出される」とあるのは「別に定める」と、同条第2項中「第7条の規定による」とあるのは「失業者に関し別に定める」と読み替えるものとする。

(臨時的任用教職員の給与)

第38条 臨時的に任用された教職員の給与については、第3条から第32条まで及び前条の規定にかかわらず、別に定める。この場合において、給料の月額は、480,000円を超えないものとする。

第2節 旅費

第39条 教職員の旅費については、京都市旅費条例（第6条第1項第1号ア及びイ並びに別表を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第6条第1項第1号中「次に掲げる」とあるのは「中級の」と、同条例

第8条第1項本文中「別表に定めるところにより」とあるのは「1キロメートルにつき37円を」と、同項ただし書中「別表に定める定額の車賃」とあるのは「当該車賃」と、同条例第10条第1項中「旅行中の日数に応じ、別表に定めるところにより」とあるのは「旅行中1日につき2,300円を」と、同条第2項中「別表」とあるのは「前項」と、同条例第11条第1項中「旅行中の夜数に応じ、別表に定めるところにより」とあるのは「旅行中1夜につき11,400円（管理職手当の支給を受ける教職員で別に定めるものにあつては13,100円）を」と、同条例第19条中「市長」とあるのは「教育委員会」と読み替えるものとする。

第3章 勤務時間等

第1節 勤務時間、休憩時間及び休日等

(勤務時間)

第40条 教職員の勤務時間は、休憩時間を除き、1週間について38時間45分を超えない範囲内（育児短時間勤務教職員にあつては当該育児短時間勤務教職員が育児休業法第10条第3項の規定により承認を受けた同条第1項に規定する育児短時間勤務又は同法第17条の規定によりすることとなった短時間勤務の内容に従い別に定める時間の範囲内、再任用短時間勤務教職員にあつては1週間について15時間30分から31時間までの範囲内）において、別に定める。

(休憩時間)

第41条 教職員の休憩時間については、京都市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（以下「勤務時間条例」という。）第3条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「人事委員会規則で定める」とあり、及び同条第2項中「人事委員会規則の定める」とあるのは「教育委員会が定める」と読み替えるものとする。

(休日等)

第42条 教職員の休日については、勤務時間条例第4条の規定を準用する。

この場合において、同条第2項中「人事委員会規則の定める」とあるのは「教育委員会が定める」と、同条第3項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員及び再任用短時間勤務教職員」と、同条第4項中「人事委員会規則の定める」とあるのは「教育委員会が定める」と読み替えるものとする。

第2節 教育職員の正規の勤務時間を超える勤務等

第43条 教育職員（管理職手当の支給を受ける者を除く。次項において同じ。）については、原則として正規の勤務時間を超える勤務（休日等（前条において準用する勤務時間条例第4条第1項及び第2項に規定する休日並びに同条第3項に規定する勤務を要しない日をいう。以下同じ。）における正規の勤務時間中の勤務を含む。以下同じ。）は、させないものとする。

2 教育職員に対し正規の勤務時間を超える勤務をさせる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

- (1) 校外実習その他生徒の実習に関する業務
- (2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務
- (3) 職員会議（別に定めるところにより学校に置かれるものをいう。）に関する業務
- (4) 非常災害の場合、児童、生徒又は幼児の指導に関し緊急の措置を必要とする場合その他やむを得ない場合に必要な業務

3 前項の規定の実施に関し必要な事項は、人事委員会と協議して別に定める。

第3節 休暇

第44条 教職員の休暇については、勤務時間条例第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、これらの規定中「人事委員会規則で定める」とあるのは「教育委員会が定める」と読み替えるほか、勤務時間条

例第6条及び第7条第2項中「再任用短時間勤務職員」とあるのは「育児短時間勤務教職員及び再任用短時間勤務教職員」と読み替えるものとする。

- 2 臨時的に任用された教職員の休暇については、前項の規定にかかわらず、別に定める。

第4節 育児休業及び育児短時間勤務

(育児休業)

第45条 教職員の育児休業については、次条に規定するもののほか、京都市職員の育児休業等に関する条例（第11条を除く。）の規定を準用する。この場合において、同条例第13条中「同条例第19条」とあるのは、「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例第32条において準用する京都市職員給与条例第19条」と読み替えるものとする。

(育児短時間勤務の承認等)

第46条 育児休業法第10条第1項本文に規定する条例で定める職員は、次に掲げる教職員とする。

- (1) 育児休業法第6条第1項第1号の規定により任期を定めて採用された教職員
- (2) 京都市職員の定年等に関する条例第4条第1項又は第2項の規定により引き続き勤務している教職員

- 2 育児休業法第10条第1項ただし書に規定する条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

- (1) 育児短時間勤務をしている教職員が出産休暇を取得し、若しくは出産したことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失い、又は育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認することにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該出産休暇若しくは出産に係る子又は当該承認に係る子が死亡し、又は養子縁組等により当該教職員と別居することとなったこと。

- (2) 育児短時間勤務をしている教職員が休職又は停職の処分を受けたことにより当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該休職又は停職の期間が終了したこと。
 - (3) 育児短時間勤務をしている教職員が当該教職員の負傷、疾病又は身体上若しくは精神上的の障害により当該育児短時間勤務に係る子を養育することができない状態が相当期間にわたり継続することが見込まれることにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、当該教職員が当該子を養育することができる状態に回復したこと。
 - (4) 育児短時間勤務の承認が第5項第2号に掲げる事由に該当したことにより取り消されたこと。
 - (5) 育児短時間勤務をした教職員が当該育児短時間勤務の承認の請求の際育児短時間勤務により当該育児短時間勤務に係る子を養育するための計画について別に定める書面により教育委員会に申し出ていること。
 - (6) 配偶者が負傷又は疾病により入院したこと、配偶者と別居したことその他の育児短時間勤務の終了時に予測することができなかつた事実が生じたことにより、当該育児短時間勤務に係る子について育児短時間勤務をしなければその養育に著しい支障が生じることとなったこと。
- 3 育児休業法第10条第2項の規定による育児短時間勤務の承認の請求又は同法第11条第1項の規定による育児短時間勤務の期間の延長の請求は、別に定める請求書により、育児短時間勤務を始めようとする日又はその期間の末日の翌日の1月前までに行うものとする。
- 4 育児休業法第12条において準用する育児休業法第5条第2項に規定する条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。
- (1) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務に係る子以外の子に係る育児短時間勤務を承認しようとするとき。
 - (2) 育児短時間勤務をしている教職員について当該育児短時間勤務の内容と異なる内容の育児短時間勤務を承認しようとするとき。

5 育児休業法第17条に規定する条例で定めるやむを得ない事情は、次に掲げる事情とする。

(1) 過員を生じること。

(2) 当該育児短時間勤務に伴い任用されている短時間勤務教職員（教職員であって育児休業法第18条第1項の規定により採用された同項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）を短時間勤務教職員として引き続き任用しておくことができないこと。

6 教育委員会は、育児休業法第17条の規定による短時間勤務をさせる場合又は当該短時間勤務が終了した場合には、教職員に対し、書面によりその旨を通知しなければならない。

7 教育委員会は、短時間勤務教職員の任期を更新する場合には、あらかじめ当該短時間勤務教職員の同意を得なければならない。

第5節 修学部分休業

(修学部分休業の承認)

第47条 法第26条の2第1項に規定する修学部分休業（以下「修学部分休業」という。）の承認は、当該教職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、教職員の修学のため必要とされる期間について、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の2第1項に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

(1) 学校教育法第1条に規定する大学及び高等専門学校

(2) 学校教育法第124条に規定する専修学校

(3) 学校教育法第134条第1項に規定する各種学校

(4) 前3号に掲げる教育施設に類するものとして別に定める教育施設

3 法第26条の2第1項に規定する条例で定める期間は、2年とする。

(修学部分休業の承認の取消し)

第48条 教育委員会は、修学部分休業をしている教職員が、次に掲げる事由

に該当すると認めるときは、当該修学部分休業の承認を取り消すものとする。

- (1) 修学部分休業に係る教育施設の課程を退学したとき。
- (2) 正当な理由なく、修学部分休業に係る教育施設の課程を休学し、又はその授業を頻繁に欠席しているとき。
- (3) 当該教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において当該修学部分休業の承認の取消しについて当該教職員の同意を得たとき。

第6節 高齢者部分休業

(高齢者部分休業の承認)

第49条 法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業（以下「高齢者部分休業」という。）の承認は、当該教職員の1週間当たりの勤務時間の2分の1を超えない範囲内で、5分を単位として行うものとする。

2 法第26条の3第1項に規定する条例で定める年齢は、55歳とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第50条 教育委員会は、高齢者部分休業をしている教職員の業務を処理するための措置を講じることが著しく困難となった場合において、当該教職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間（高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務しない時間をいう。以下同じ。）を短縮することができる。

(高齢者部分休業の時間の延長)

第51条 教育委員会は、既に高齢者部分休業をしている教職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該教職員について第49条第1項の規定により承認をすることができる時間の範囲内において、当該教職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

第7節 自己啓発等休業

(自己啓発等休業の承認)

第52条 教育委員会は、法第26条の5第1項の規定により教職員が申請した場合において、公務の運営に支障がなく、かつ、当該教職員の公務に関する能力の向上に資すると認めるときは、大学等課程の履修（同項に規定する大学等課程の履修をいう。以下同じ。）又は国際貢献活動（同項に規定する国際貢献活動をいう。以下同じ。）のための休業（以下「自己啓発等休業」という。）をすることを承認することができる。

(大学等教育施設)

第53条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める教育施設は、次に掲げるものとする。

- (1) 学校教育法第1条に規定する大学
- (2) 学校教育法第1条に規定する学校以外の教育施設で学校教育に類する教育を行うもののうち、当該教育を行うにつき他の法律に特別の規定があるものであって同法第104条第4項第2号の規定により大学又は大学院に相当する教育を行うと認められる課程を置く教育施設（自己啓発等休業をしようとする教職員が当該課程を履修する場合に限る。）
- (3) 前2号に相当する外国の大学（これに準じる教育施設を含む。）
- (4) 前3号に掲げる教育施設に類するものとして別に定める教育施設

(奉仕活動)

第54条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める奉仕活動は、次に掲げるものとする。

- (1) 独立行政法人国際協力機構が独立行政法人国際協力機構法第13条第1項第4号の規定により自ら行う派遣業務の目的となる開発途上にある海外の地域における奉仕活動（当該奉仕活動を行うために必要な国内における訓練その他の準備行為を含む。）
- (2) 前号に掲げる奉仕活動のほか、国際交流の促進に資する外国における奉仕活動のうち教職員として参加することが適当であると教育委員会が

認めるもの

(自己啓発等休業の期間)

第55条 法第26条の5第1項に規定する条例で定める期間は、大学等課程の履修のための休業にあっては2年（大学等課程の履修の成果を挙げるために特に必要な場合として別に定める場合にあっては、3年）、国際貢献活動のための休業にあっては3年とする。

(自己啓発等休業の承認の申請)

第56条 自己啓発等休業の承認の申請は、自己啓発等休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容を明らかにしてしなければならない。

(自己啓発等休業の期間の延長)

第57条 自己啓発等休業をしている教職員は、当該自己啓発等休業を開始した日から引き続き自己啓発等休業をしようとする期間が第55条に規定する期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、教育委員会に対し、自己啓発等休業の期間の延長を申請することができる。

2 自己啓発等休業の期間の延長は、別に定める特別の事情がある場合を除き、1回に限るものとする。

3 第52条の規定は、自己啓発等休業の期間の延長の承認について準用する。

(自己啓発等休業の承認の取消事由)

第58条 法第26条の5第5項に規定する条例で定める事由は、次に掲げるものとする。

(1) 自己啓発等休業をしている教職員が、正当な理由なく、その者が在学している課程を休学し、若しくはその授業を頻繁に欠席していること又はその者が参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていないこと。

(2) 自己啓発等休業をしている教職員が、その者が在学している課程を休

学し、停学にされ、又はその授業を欠席していること、その者が参加している奉仕活動の全部又は一部を行っていないことその他の事情により、当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じていること。

(報告等)

第59条 自己啓発等休業をしている教職員は、次に掲げる場合には、当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動の状況について教育委員会に報告しなければならない。

- (1) 当該教職員が、その申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動を取りやめた場合
- (2) 当該教職員が、その在学している課程を休学し、停学にされ、若しくはその授業を正当な理由なく欠席している場合又はその参加している奉仕活動の全部若しくは一部を行っていない場合
- (3) 当該教職員の申請に係る大学等課程の履修又は国際貢献活動に支障が生じている場合
- (4) その他教育委員会が必要と認める場合

第8節 配偶者同行休業

第60条 教職員の配偶者同行休業（法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をいう。）については、京都市職員の配偶者同行休業に関する条例（第10条を除く。）の規定を準用する。

第4章 雑則

(人事委員会の助言等)

第61条 人事委員会は、この条例の適用に関し、教育委員会に対し、適切と認める技術的な助言を与え、必要な資料を提供するものとする。

(委任)

第62条 この条例において別に定めることとされている事項及びこの条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成26年法律第51号）第5条の規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、職員の育児休業等に関する条例（平成4年京都府条例第4号）又は京都市職員の育児休業等に関する条例の規定により、育児休業法に規定する育児休業、育児短時間勤務又は部分休業（以下「育児休業等」という。）に係る承認を受けていた教職員については、それぞれ当該育児休業等に係るこの条例の相当規定（第45条において準用する京都市職員の育児休業等に関する条例の規定を含む。）による承認を受けたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日において、職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）又はこの条例による廃止前の京都市教職員の給与等に関する条例の規定により、法に規定する修学部分休業、高齢者部分休業、自己啓発等休業又は配偶者同行休業（以下「修学部分休業等」という。）に係る承認を受けていた教職員については、それぞれ当該修学部分休業等に係るこの条例の相当規定（第60条において準用する京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の規定を含む。）による承認を受けたものとみなす。

(関係条例の一部改正)

- 4 京都市職員の分限に関する条例の一部を次のように改正する。
附則中第4項を第6項とし、第3項の次に次の2項を加える。
 - 4 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「京都市教職員給与等条例」という。）の施行の日の前日に職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の適用を受けていた者であって、引き続

き京都市教職員給与等条例の適用を受けるもの（以下「旧府費負担教職員」という。）について、府費負担教職員の休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年京都府条例第36号）の規定により京都市教育委員会が行った分限の手續は、この条例の相当規定により行った分限の手續とみなす。

5 旧府費負担教職員のうち、京都市教職員給与等条例の施行の日前に法第28条第2項の規定により休職されたものに係る同日以後のその休職の効果については、当該休職をこの条例の相当規定によりなされた休職とみなして、この条例の規定を適用する。この場合において、京都市職員給与条例第20条第1項第1号中「京都市職員の分限に関する条例（以下「分限条例」という。）第2条第2号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第1号」と、同項第2号中「分限条例第2条第2号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第1号」と、同項第3号中「分限条例第2条第4号」とあるのは「地方公務員法第28条第2項第2号」とする。

5 京都市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部を次のように改正する。

附則に次の2項を加える。

4 京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例（以下「京都市教職員給与等条例」という。）の施行の日の前日に職員の給与等に関する条例（昭和31年京都府条例第28号）の適用を受けていた者であって、引き続き京都市教職員給与等条例の適用を受けるもの（以下「旧府費負担教職員」という。）について、府費負担教職員の休職の事由、分限の手續及び効果並びに懲戒の手續及び効果に関する条例（昭和31年京都府条例第36号）の規定により京都市教育委員会が行った懲戒の手續は、この条例の相当規定により行った懲戒の手續とみなす。

5 旧府費負担教職員のうち、京都市教職員給与等条例の施行の日前に地方公務員法第29条第1項の規定による減給又は停職の処分を受けたもの

に係る同日以後の当該処分の効果については、当該処分をこの条例の相当規定によりなされた処分とみなして、この条例の規定を適用する。

- 6 京都市職員の公務災害等に係る休業補償等の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号イ中「市町村立学校職員給与負担法」を「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」に改める。

- 7 京都市職員の育児休業等に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「職員」の右に「(京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例の適用を受ける職員を除く。以下同じ。)」を加える。

第5条第4号中「京都市教職員の給与等に関する条例の適用を受ける職員(以下「教職員」という。)以外の職員にあつては、」, 「(教職員にあつては、教育委員会が定める書面)」及び「教職員以外の職員にあつては、」を削る。

第9条第2項中「(教職員にあつては、別に定めるこれに相当する期間を含む。)」を削る。

第11条第1項中「(教職員を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第12条中「(教職員を除く。)にあつては」を「にあつては、」に改め、「教育委員会が定める教職員にあつては2時間から京都府立学校教職員の例に準じて教育委員会が定める時間を差し引いた時間」を削る。

第13条第1項中「(教職員を除く。)」を削り、同条第2項を削る。

第15条を削り、第16条を第15条とする。

- 8 京都市職員の配偶者同行休業に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「京都市教職員の給与等に関する条例」を「京都市教職員の給与、勤務時間等に関する条例」に改める。

(関係条例の廃止)

- 9 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 京都市教職員互助組合に関する条例

(2) 京都市教職員の給与等に関する条例

(3) 京都市教職員に係る退職手当の支給制限等の処分の手続に関する条例
(関係条例の廃止に伴う経過措置)

10 京都市教職員互助組合は、前項の規定にかかわらず、清算の目的の範囲内において、その清算が終了するまでの間、存続するものとする。この場合において、この条例による廃止前の京都市教職員互助組合に関する条例の規定は、なおその効力を有する。

11 この条例による廃止前の京都市教職員の給与等に関する条例の規定により支給されることとされていたこの条例の施行の日の前日が属する月分の給与の支給については、なお従前の例による。

12 この条例の施行前に退職した者に係る職員の退職手当に関する条例（昭和31年京都府条例第30号）第19条に規定する退職手当の支給制限等の処分の手続に関しては、なお従前の例による。

別表第1 (第4条及び第8条関係)

幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	特 2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,500	171,600	261,400	290,900	410,600
	2	157,000	173,800	264,000	293,500	412,100
	3	158,600	175,900	266,300	296,500	413,600
	4	160,100	178,100	268,700	299,100	415,200
	5	161,800	180,100	271,400	301,600	416,600
	6	163,700	182,400	273,800	304,100	418,000
	7	165,600	184,600	276,000	306,500	419,500
	8	167,400	186,800	278,300	308,900	421,100
	9	169,200	189,100	280,700	311,500	422,500
	10	171,300	192,000	283,000	314,200	424,000
	11	173,400	194,700	285,400	316,900	425,400
	12	175,400	197,500	287,800	319,900	426,700
	13	177,400	200,400	290,200	322,500	428,000
	14	179,600	202,100	292,300	324,500	429,400
	15	181,900	203,700	294,400	326,700	430,800
	16	184,100	205,500	296,400	329,000	432,300
	17	186,400	207,300	298,600	331,300	433,500
	18	189,000	209,000	301,200	333,500	434,800
	19	191,600	210,700	303,800	335,900	436,000
	20	194,100	212,300	306,500	338,100	437,300
	21	196,600	214,200	309,000	340,400	438,400
	22	198,400	216,100	311,700	342,700	439,700
	23	200,100	218,000	314,100	345,000	441,000
	24	201,800	219,900	316,800	347,300	442,300
	25	203,300	221,700	319,500	349,300	443,600
	26	204,900	223,700	321,800	351,200	444,800
	27	206,600	225,700	324,200	353,100	445,800
	28	208,100	227,700	326,600	355,000	446,900
	29	209,800	229,700	328,900	356,900	448,200
	30	211,500	232,400	330,900	358,800	449,000
	31	213,200	235,100	333,100	360,500	449,800
	32	215,000	237,900	335,400	362,400	450,700
	33	216,500	240,500	337,500	364,100	451,600
	34	218,200	243,300	339,600	365,800	452,100

35	219,900	246,000	341,700	367,600	452,600
36	221,700	248,700	343,800	369,400	453,100
37	223,200	251,200	345,900	371,300	453,600
38	224,900	253,800	347,800	372,800	454,100
39	226,600	256,300	349,800	374,400	454,600
40	228,300	258,700	351,800	376,100	455,200
41	230,000	261,400	353,700	377,400	455,700
42	231,700	263,900	355,500	378,800	456,200
43	233,300	266,100	357,300	380,200	456,700
44	234,900	268,300	359,100	381,700	457,200
45	236,600	270,600	360,900	383,300	457,700
46	238,200	272,800	362,600	384,900	458,200
47	239,600	275,000	364,200	386,500	458,700
48	241,000	277,100	365,800	388,000	459,200
49	242,400	279,500	367,300	389,400	459,700
50	243,800	281,500	368,800	391,000	
51	245,300	283,500	370,400	392,500	
52	246,600	285,500	372,000	393,900	
53	247,800	287,500	373,500	395,100	
54	249,200	290,000	375,100	396,400	
55	250,500	292,300	376,600	397,500	
56	251,700	294,900	378,100	398,600	
57	253,000	297,100	379,600	400,100	
58	254,300	299,600	381,000	401,300	
59	255,400	302,000	382,400	402,500	
60	256,600	304,800	383,800	403,800	
61	258,000	307,200	384,700	405,000	
62	259,300	309,600	385,900	406,000	
63	260,500	312,200	387,100	407,500	
64	261,500	314,600	388,200	408,800	
65	262,600	317,000	389,100	410,000	
66	264,000	319,300	390,300	411,100	
67	265,500	321,400	391,400	412,300	
68	267,000	323,600	392,500	413,400	
69	268,600	325,900	393,700	414,400	
70	270,200	328,100	394,700	415,700	
71	271,700	330,300	395,800	416,900	
72	273,200	332,300	397,000	418,100	
73	274,400	334,600	398,000	418,700	
74	275,600	336,700	399,200	419,500	
75	276,900	338,900	400,300	420,200	

再 任 教 員 外 の 教 員	76	278,300	341,100	401,400	420,700
	77	279,700	343,000	402,300	421,000
	78	280,800	344,900	403,200	421,400
	79	282,000	346,800	404,200	421,800
	80	283,200	348,600	405,200	422,200
	81	284,500	350,500	406,000	422,500
	82	285,400	352,300	406,900	423,000
	83	286,700	354,000	407,600	423,400
	84	287,900	355,800	408,400	423,700
	85	288,900	357,200	409,100	424,000
	86	289,800	358,900	409,900	424,400
	87	290,800	360,400	410,600	424,800
	88	291,800	361,900	411,300	425,100
	89	292,900	363,300	411,900	425,400
	90	293,800	364,600	412,600	425,700
	91	294,800	366,000	413,100	426,000
92	295,700	367,500	413,800	426,200	
93	296,200	369,000	414,200	426,400	
94	296,900	370,300	414,600	426,700	
95	297,600	371,600	415,000	427,000	
96	298,400	372,800	415,300	427,200	
97	299,200	373,800	415,600	427,400	
98	300,000	374,900	415,900	427,700	
99	300,800	375,900	416,200	428,000	
100	301,500	376,900	416,400	428,200	
101	302,500	377,800	416,600	428,400	
102	303,000	378,800	416,900	428,700	
103	303,500	379,800	417,200	429,000	
104	304,000	380,800	417,400	429,200	
105	304,200	381,600	417,600	429,400	
106	304,600	382,500	417,900		
107	304,900	383,500	418,200		
108	305,100	384,500	418,400		
109	305,300	385,300	418,600		
110	305,500	386,300	418,900		
111	305,800	387,300	419,200		
112	306,100	388,300	419,400		
113	306,300	388,900	419,600		
114	306,500	389,800	419,900		
115	306,700	390,800	420,200		
116	307,000	391,700	420,400		

		117	307,300	392,500	420,600			
		118	307,600	393,200				
		119	307,900	394,000				
		120	308,200	394,800				
		121	308,300	395,400				
		122	308,500	396,200				
		123	308,800	396,900				
		124	309,100	397,600				
		125	309,300	398,200				
		126		399,000				
		127		399,500				
		128		400,100				
		129		400,800				
		130		401,400				
		131		401,900				
		132		402,400				
		133		402,700				
		134		403,000				
		135		403,300				
		136		403,600				
		137		403,900				
		138		404,200				
		139		404,500				
		140		404,800				
		141		405,100				
		142		405,400				
		143		405,700				
		144		406,000				
		145		406,200				
		146		406,500				
		147		406,900				
		148		407,100				
		149		407,300				
		150		407,600				
		151		407,900				
		152		408,100				
		153		408,300				
		154		408,600				
		155		408,900				
		156		409,100				

	157		409,300			
再任用教職員		226,800	273,300	300,600	327,300	409,100

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級である者で別に定めるものの給料月額、この表の額に7,500円（別に定めるものにあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第2 (第4条及び第8条関係)

高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表

教職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	155,500	200,400	261,400	331,300	420,900
	2	157,000	202,100	264,000	333,500	422,700
	3	158,600	203,700	266,300	335,900	424,600
	4	160,100	205,500	268,700	338,100	426,300
	5	161,800	207,300	271,400	340,400	427,800
	6	163,700	209,000	273,800	342,700	429,300
	7	165,600	210,700	276,000	345,000	431,300
	8	167,400	212,300	278,300	347,300	433,200
	9	169,200	214,200	280,700	349,300	435,000
	10	171,300	216,100	283,000	351,500	436,800
	11	173,400	218,000	285,400	353,700	438,700
	12	175,400	219,900	287,800	355,800	440,600
	13	177,400	221,700	290,200	358,000	442,300
	14	179,600	223,700	292,300	360,100	444,200
	15	181,900	225,700	294,400	362,100	446,000
	16	184,100	227,700	296,400	364,100	448,000
	17	186,400	229,700	298,600	366,000	449,700
	18	189,000	232,400	301,200	368,000	451,500
	19	191,600	235,100	303,800	370,000	453,300
	20	194,100	237,900	306,500	372,000	455,200
	21	196,600	240,500	309,000	373,800	456,800
	22	198,400	243,300	311,700	375,800	458,500
	23	200,100	246,000	314,100	377,700	460,400
	24	201,800	248,700	316,800	379,600	462,100
	25	203,300	251,200	319,500	381,100	463,900
	26	205,000	253,800	321,800	383,000	465,500
	27	206,800	256,300	324,200	384,800	467,100
	28	208,400	258,700	326,600	386,700	468,600
	29	209,900	261,400	328,900	388,600	470,100
	30	211,600	263,900	330,900	390,500	471,500
	31	213,300	266,100	333,100	392,500	472,800
	32	215,100	268,300	335,400	394,500	474,100
	33	216,700	270,600	337,500	396,200	475,300
	34	218,500	272,800	339,700	397,900	476,000

		35	220,300	275,000	341,900	399,600	476,700	
		36	222,200	277,100	344,100	401,400	477,400	
		37	223,800	279,500	346,300	402,600	478,000	
		38	225,600	281,500	348,400	404,100	478,700	
		39	227,400	283,500	350,700	405,500	479,500	
		40	229,200	285,500	352,800	407,000	480,200	
		41	231,000	287,500	354,900	408,700	480,800	
		42	232,700	290,000	357,000	410,100	481,500	
		43	234,300	292,300	359,100	411,400	482,200	
		44	235,900	294,900	361,200	412,900	482,900	
		45	237,500	297,100	363,200	414,500	483,500	
		46	239,000	299,600	365,200	415,900	484,200	
		47	240,300	302,000	367,300	417,400	484,900	
		48	241,600	304,800	369,300	419,000	485,600	
		49	243,100	307,200	371,100	420,700	486,200	
		50	244,600	309,600	372,900	422,100		
		51	245,900	312,200	374,900	423,800		
		52	247,400	314,600	376,900	425,300		
		53	248,700	317,000	378,800	427,000		
		54	249,900	319,300	380,600	428,500		
		55	251,300	321,400	382,400	430,100		
		56	252,500	323,600	384,200	431,800		
		57	253,900	325,900	385,700	433,300		
		58	255,000	328,100	387,300	434,800		
		59	256,200	330,300	389,000	436,000		
		60	257,400	332,300	390,800	437,200		
		61	258,700	334,600	392,000	438,400		
		62	260,100	336,700	393,400	439,800		
		63	261,500	338,900	394,800	441,100		
		64	262,800	341,100	396,100	442,300		
		65	264,200	343,100	397,500	443,500		
		66	265,700	345,300	398,800	444,700		
		67	267,300	347,400	400,200	445,900		
		68	269,000	349,600	401,600	447,200		
		69	270,600	351,700	402,900	448,400		
		70	272,000	353,600	404,200	449,600		
		71	273,400	355,700	405,600	450,800		
		72	274,900	357,700	407,000	452,000		
		73	276,000	359,600	408,300	453,100		
		74	277,400	361,500	409,700	453,700		
		75	278,900	363,300	411,100	454,200		

再任
教員
以外
の教
職員

76	280,200	365,200	412,400	454,700
77	281,600	367,200	413,600	455,300
78	282,800	368,900	414,800	455,900
79	284,000	370,600	416,200	456,400
80	285,200	372,200	417,600	456,900
81	286,500	373,700	418,900	457,400
82	287,700	375,300	420,100	458,000
83	288,900	376,800	421,100	458,500
84	290,100	378,200	422,300	459,000
85	291,300	379,300	423,600	459,500
86	292,400	380,700	424,800	460,100
87	293,600	382,100	426,000	460,600
88	294,900	383,500	427,000	461,100
89	296,100	384,800	428,100	461,600
90	297,200	386,100	429,100	
91	298,400	387,300	430,100	
92	299,600	388,600	431,200	
93	300,400	389,900	432,100	
94	301,400	391,100	432,900	
95	302,600	392,400	433,700	
96	303,800	393,600	434,500	
97	304,800	395,000	435,300	
98	305,900	396,000	435,700	
99	306,900	397,100	436,100	
100	308,000	398,100	436,500	
101	308,900	399,100	436,900	
102	310,000	400,100	437,200	
103	311,200	401,200	437,500	
104	312,200	402,300	437,800	
105	312,800	403,000	438,100	
106	313,700	403,900	438,400	
107	314,500	404,800	438,700	
108	315,300	405,700	438,900	
109	316,200	406,500	439,200	
110	316,600	407,500	439,500	
111	317,000	408,300	439,800	
112	317,500	409,100	440,000	
113	318,100	409,700	440,200	
114	318,600	410,400	440,500	
115	319,100	411,100	440,800	
116	319,600	411,800	441,000	

	117	320,200	412,400	441,200		
	118	320,700	412,900			
	119	321,100	413,300			
	120	321,600	413,700			
	121	322,100	414,100			
	122	322,500	414,400			
	123	323,000	414,700			
	124	323,500	415,000			
	125	324,100	415,200			
	126	324,400	415,500			
	127	324,700	415,800			
	128	325,000	416,000			
	129	325,200	416,200			
	130	325,500	416,500			
	131	325,800	416,800			
	132	326,100	417,000			
	133	326,400	417,200			
	134	326,600	417,500			
	135	326,800	417,800			
	136	327,100	418,000			
	137	327,400	418,200			
	138	327,600	418,500			
	139	327,900	418,800			
	140	328,200	419,000			
	141	328,400	419,200			
	142	328,600	419,500			
	143	328,900	419,800			
	144	329,100	420,000			
	145	329,400	420,200			
	146	329,600				
	147	329,900				
	148	330,200				
	149	330,400				
	150	330,600				
	151	330,900				
	152	331,200				
	153	331,400				
再任用教職員		235,700	276,500	305,600	334,000	419,200

備考 この表の適用を受ける教育職員のうち、その属する職務の級が3級である者で別に定めるものの給料月額、この表の額に7,700円（別に定めるものにあつては、この表の3級の給料月額とこれに対応する特2級の給料月額に100分の104を乗じて得た額との差額を基準として別に定める額）をそれぞれ加算した額とする。

別表第3 (第4条関係)

学校事務職員給料表

教職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	134,500	182,500	216,500	262,800	282,800
	2	135,500	184,300	218,300	265,000	285,000
	3	136,500	186,100	220,100	267,000	287,300
	4	137,500	187,900	221,900	269,000	289,600
	5	138,300	189,600	223,600	270,700	291,800
	6	139,400	191,400	225,500	272,900	294,100
	7	140,500	193,200	227,300	275,100	296,400
	8	141,600	195,000	229,200	277,300	298,700
	9	142,700	196,700	230,700	278,600	300,900
	10	143,800	198,500	232,700	280,800	303,200
	11	144,900	200,300	234,600	283,000	305,500
	12	146,000	202,100	236,500	285,200	307,800
	13	147,100	203,800	237,800	286,500	310,000
	14	148,400	205,600	239,800	288,800	312,300
	15	149,700	207,400	241,700	291,100	314,600
	16	151,000	209,200	243,700	293,400	316,900
	17	152,300	210,900	244,900	294,400	319,200
	18	153,800	212,700	246,800	296,700	321,500
	19	155,300	214,500	248,800	299,000	323,800
	20	156,800	216,300	250,800	301,300	326,000
	21	158,100	218,000	252,800	303,500	328,300
	22	160,100	219,800	254,700	305,800	330,400
	23	162,100	221,600	256,600	308,000	332,600
	24	164,100	223,400	258,400	310,300	334,700
	25	166,000	225,100	260,300	312,500	337,000
	26	168,000	226,800	262,200	314,700	339,100
	27	170,000	228,600	264,100	316,800	341,300
	28	172,000	230,400	265,600	319,000	343,400
	29	173,900	232,200	267,000	321,200	345,600
	30	175,900	233,500	268,900	323,300	347,800
	31	177,900	235,400	270,800	325,500	349,900
	32	179,900	237,400	272,700	327,500	352,100
	33	181,600	239,300	273,700	329,500	354,200
	34	183,400	240,800	275,600	331,500	356,300

	35	185,200	242,700	277,500	333,600	358,400
	36	187,000	244,500	279,400	335,700	360,600
	37	188,700	245,500	280,400	337,600	362,700
	38	190,500	247,000	282,300	339,700	364,900
	39	192,300	248,500	284,200	341,700	367,000
	40	194,100	250,100	286,100	343,700	369,100
	41	195,800	251,700	287,100	345,700	371,200
	42	197,600	253,200	288,900	347,700	373,300
	43	199,400	254,700	290,700	349,700	375,300
	44	201,200	256,300	292,500	351,800	377,400
	45	202,800	257,900	293,800	353,800	378,800
	46	204,500	259,400	295,500	355,700	380,600
	47	206,300	261,100	297,100	357,500	382,400
	48	208,100	262,900	298,800	359,400	384,200
	49	209,700	264,100	300,500	360,700	385,800
	50	211,400	265,600	302,100	362,100	387,500
	51	213,100	267,400	303,800	363,600	389,100
	52	214,800	269,100	305,500	364,900	390,900
	53	216,300	270,300	307,000	366,100	392,500
	54	218,000	271,900	308,600	367,300	393,900
	55	219,500	273,500	310,300	368,500	395,300
	56	221,200	275,200	311,900	369,800	396,700
	57	222,600	276,500	313,200	370,900	398,200
	58	224,100	277,900	314,700	371,900	399,100
	59	225,700	279,500	316,400	372,900	400,200
	60	227,300	281,000	318,100	373,900	401,200
	61	228,900	282,600	319,300	374,700	402,100
	62	230,500	284,100	320,400	375,600	402,900
	63	232,100	285,600	321,800	376,500	403,700
	64	233,800	287,000	323,000	377,100	404,500
	65	235,200	288,200	323,500	377,800	405,100
	66	236,800	289,400	324,600	378,400	405,900
	67	238,400	290,600	325,400	379,000	406,600
	68	240,000	291,800	326,400	379,600	407,400
	69	241,300	293,000	327,400	380,200	408,100
	70	242,800	294,200	328,300	380,800	408,900
	71	244,200	295,400	329,300	381,400	409,700
	72	245,700	296,500	330,100	382,000	410,400
	73	247,000	297,700	331,300	382,600	411,100
	74	248,400	298,800	332,300	383,200	411,700
	75	249,800	299,900	333,400	383,800	412,400

再任
教員
以外
の教
員

		76	251,200	301,100	334,500	384,400	413,100	
		77	252,400	302,200	335,200	385,000	414,000	
		78	253,700	303,100	336,100	385,600	414,700	
		79	255,000	304,000	337,200	386,200	415,500	
		80	256,300	304,900	338,200	386,800	416,200	
		81	257,400	305,800	339,100	387,400	416,900	
		82	258,500	306,200	339,900	388,000	417,600	
		83	259,600	306,800	340,900	388,600	418,300	
		84	260,700	307,600	341,900	389,200	419,000	
		85	261,900	308,400	342,800	389,800	419,500	
		86	262,900	309,100	343,500	390,400	420,200	
		87	263,900	309,800	344,400	391,000	420,900	
		88	264,900	310,500	345,400	391,700	421,600	
		89	265,900	311,000	346,400	392,200	422,100	
		90	266,700	311,500	347,400	392,800	422,800	
		91	267,500	312,000	348,000	393,400	423,500	
		92	268,300	312,500	349,000	394,100	424,200	
		93	268,800	313,100	349,800	394,600	424,700	
		94	269,300	313,600	350,600	395,200	425,400	
		95	269,800	314,100	351,500	395,800	426,100	
		96	270,300	314,600	352,000	396,500	426,800	
		97	270,600	315,200	353,100	397,000	427,300	
		98		315,600	353,900	397,600	427,900	
		99		316,100	354,900	398,200	428,600	
		100		316,600	355,900	398,900	429,300	
		101		317,200	356,400	399,400	429,800	
		102		317,600	357,100	400,000	430,500	
		103		318,100	358,000	400,600	431,200	
		104		318,600	359,000	401,300	431,900	
		105		319,200	359,700	401,800	432,300	
		106		319,700	360,200	402,400		
		107		320,200	361,000	403,000		
		108		320,700	361,900	403,700		
		109		321,200	362,700	404,200		
		110		321,700	363,100	404,900		
		111		322,200	364,000	405,600		
		112		322,700	364,800	406,100		
		113		323,000	365,600	406,600		
		114		323,500	366,300	407,200		
		115		324,000	366,700	407,900		
		116		324,500	367,300	408,600		

	117		324,800	368,000	409,000	
	118		325,300	368,700		
	119		325,800	369,300		
	120		326,300	369,700		
	121		326,600	370,100		
	122		327,100	370,600		
	123		327,600	371,000		
	124		328,100	371,400		
	125		328,400	371,600		
	126		328,900	371,900		
	127		329,400	372,400		
	128		329,900	372,900		
	129		330,200	373,100		
	130		330,700	373,300		
	131		331,200	373,700		
	132		331,700	374,200		
	133		332,000	374,500		
	134		332,500	374,700		
	135		333,000	375,100		
	136		333,500	375,600		
	137		333,800	375,900		
	138			376,300		
	139			376,500		
	140			377,000		
	141			377,300		
	142			377,700		
	143			378,200		
	144			378,400		
	145			378,600		
	146			379,000		
	147			379,500		
	148			379,700		
	149			379,900		
再任 用教 職員		186,700	211,500	250,700	272,000	316,200

別表第4 (第4条関係)

1 幼稚園教育職員小学校教育職員中学校教育職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
2 級	1 幼稚園の教頭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
特 2 級	1 小学校若しくは中学校の主幹教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 小学校若しくは中学校の指導教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
3 級	1 園長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 小学校若しくは中学校の副校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 3 小学校若しくは中学校の教頭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
4 級	校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務

2 高等学校教育職員特別支援学校教育職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	助教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
2 級	教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
特 2 級	1 主幹教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 指導教諭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務

3 級	1 副校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教頭又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務
4 級	1 教育委員会事務局の教育に関する専門的事項に係る業務を掌理する部長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 2 教育委員会事務局の教育に関する専門的事項に係る業務を掌理する課長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 3 統括首席指導主事又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務 4 校長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務

3 学校事務職員給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	相当の知識、技術、経験等をもって学校事務を処理する職務
2 級	やや高度の知識、技術、経験等をもって学校事務を処理する職務
3 級	高度の知識、技術、経験等をもって学校事務を処理する職務
4 級	特に高度の知識、技術、経験等をもって学校事務を掌理する職務
5 級	事務長又はこれと同じ職制上の段階に属するものとして別に定める職の職務

別表第5 (第16条関係)

特殊勤務手当の種類及び額

特異性手当	特に疲労度又は困難度の加わる勤務その他特異な勤務に従事した教職員に対して、給料月額額の100分の20以内において支給することができる。
教員特殊業務手当	教育職員（職務の級が別表第1又は別表第2の給料表の1級、2級又は特2級のものに限る。以下この項において同じ。）が非常災害時等の緊急業務その他別に定める業務に従事した場合において、その業務が心身に著しい負担を与えると教育委員会が認める程度に及ぶときは、当該教育職員に対して、その業務に従事した日1日につき16,000円以内で別に定める額を支給する。
教育業務連絡指導手当	小学校、中学校、高等学校又は特別支援学校に勤務する主幹教諭、指導教諭又は教諭（以下「主幹教諭等」という。）のうち、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第1項の規定に基づく教育委員会規則により校務についての連絡調整、指導及び助言に当たる主幹教諭等とその職務が困難であると教育委員会が定める職務を担当するものが、当該担当に係る業務に従事したときは、当該主幹教諭等に対して、その業務に従事した日1日につき200円を支給する。
多学年学級担当手当	小学校又は中学校の2以上の学年の児童又は生徒で編制されている学級を担当する主幹教諭等、助教諭又は講師（別に定める者を除く。）が当該学級における授業又は指導に従事したときは、当該主幹教諭等、助教諭又は講師に対して、その業務に従事した日1日につき350円以内で別に定める額を支給する。
兼務手当	全日制の課程の授業に従事することを本務とする教育職員が定時制の課程の授業に従事したとき、又は定時制の課程の授業に従事することを本務とする教育職員が全日制の課程の授業に従事したときは、当該教育職員に対して、その従事した授業時間数に応じ、月額110,000円以内において支給することができる。
夜間定時制勤務手当	夜間の定時制の課程を置く高等学校に勤務する教職員（第29条の規定の適用を受ける者を除く。）のうち、夜間の定時制の課程に従事することを本務とするものがその業務に従事したときは、当該教職員に対して、その業務に従事した日1日につき260円を支給する。

提案理由

教職員の勤務条件に関し、条例を制定する必要があるので提案する。